

第 6 回

開催日時	平成27年5月28日(木) 19:00~20:20		
開催場所	茨城町消防庁舎 多目的会議室		
出席者	委員	河西健二, 上田真澄, 中居広行, 廣瀬香織, 小川啓之, 西田弘子, 石毛常己, 大録匡行, 白岩亜厚, 大和田美貴, 海老澤貞雄, 中村正弘, 清水勝利, 清水一雄, 大久保隆昌 (敬称略, 順不同)	
	傍聴者	1名	
	その他	鈴木教育長, 佐藤教育次長	
	事務局	学校教育課再編担当	
会議次第	<p>【議事】</p> <p>1 校章について</p> <p>2 スクールバス</p> <p>3 その他(次回開催等について)</p>		

第6回 茨城町立小学校統合準備委員会 会議要旨

- 1 開会
- 2 委嘱状交付及び新委員紹介
 - 長岡第二小学校PTA役員の改選に伴い, 次の者に委嘱状を交付。
 - 小川啓之(長岡第二小学校PTA代表)
- 3 委員長あいさつ
- 4 教育長あいさつ
- 5 議事

議事(1) 校章について

委員長

それでは, 議事に入ります。

議事（１）校章について、事務局からの説明を求めます。

事務局

校章については、前回の会議において段階的な投票をしていただき、最終的な校章図案を１点選定していただいた。そして、選定された校章図案をデザイナーの道川さんにグラフィック補正をしていただき、応募者の原案のデザインを含む６つの校章案を作成していただいた。６つの校章案は、資料に掲載したとおりである。

①のデザインは、応募者の原案のデザインである。②のデザインは、①のデザインを基にしながら内部の文字を「葵小」に変えたデザインである。

③のデザインは、①の葵の葉の緑色と葉脈の白色の部分を反転させたデザインであり、④のデザインは、③のデザインを基にしながら内部の文字を「葵小」にしたデザインである。

⑤のデザインは、③のデザインと同じように緑色と白色の部分を反転させながら、葉の輪郭を二重にして強調したデザインである。⑥のデザインは、⑤のデザインを基にしながら内部の文字を「葵小」にしたデザインである。

本日は、この６つの校章案の中から、最終的な校章を決定していただきたいと考えている。選考方法は、これまでと同じように投票で決定する方法や、皆様の意見が出揃った時点で採決のうえ決定するという方法があると思う。どのように決定するのかについては、皆様の協議で決定していただきたい。

委員長

議事（１）校章について、事務局からの説明が終わりました。

グラフィック補正された６つの校章案の中から１点を選定し、校章として採用するということがあるが、まずは皆様から意見を伺いたいと思う。

今回の資料は、会議の事前に皆様に配布されているので、皆様の頭の中ではこのデザインが良いと考えているものはあるのだと思うが、まずは、校章の中央に描かれている文字のパターンについて整理してはどうかと考えている。文字のパターンは、「葵」の１文字のパターンと「葵小」の２文字のパターンがあるのだが、まずはどちらか１つに絞ったうえで残りの３つのデザインの中から選んでいってはどうかと思う。

委員

前回の委員会において、「葵小」とした方が良いのではないかという意見があり、比較をする意味で２つのパターンを制作したのだから、どちらのパターンが良いのかについてまずは選んでみてはどうか。

委員長

応募された原案は「葵」の１文字であったが、前回の会議において「葵小」の方が良いのではないかと意見があったので、比較をする意味で２つのパターンが制作されている状況である。

ただいま意見がったように、まずは、どちらのパターンが良いかを採決して、その後、残った３つの選択肢について選考してはどうか。

委員

確認であるが、青葉小学校の校章に描かれている文字は何か。

事務局

「青小」である。

委員

青葉中学校の校章に描かれている文字は何か。

事務局

「中」である。

委員長

それでは、挙手で採決してもよろしいか。

—異議なし—

■挙手による採決の結果、「葵」1文字のデザインに決定

委員長

それでは、「葵」1文字のパターンのこの3種類の中から最終選考していきたいと思うが、この3つのデザインについて何か意見等があれば伺いたい。

委員

私は、③のデザインが良いと思う。全体的に緑色が多く、葵の葉らしく明るい感じがしていて良いと思う。また、「葵」の文字が白いので、周りから浮き出て見えてはっきりしていて良いと思う。

事務局

参考までに、校舎の外壁には色付きの校章を設置する予定であり、体育館の中には色無しの校章を設置する予定である。また、校旗には、金糸と銀糸で校章の刺繍をする予定である。

委員

校舎の外壁に設置する校章は、どのぐらいの大きさになるのか。

事務局

70cmから80cmになると思う。

委員

校舎の外壁はどのような色になるのか。

事務局

クリーム色になる予定である。

委員

モノクロで使用される場合のイメージが掴みづらいので、この資料をモノクロでコピーしたものを見せてもらえないか。

事務局

はい。

委員長

モノクロでコピーされた資料が配布されたが、イメージは掴めたでしょうか。

委員

これを見ると、周りの色が薄くて中央部が色濃く出ているのだが、実際に校章をモノクロで使用する場合には、周りの部分ももっと色は濃くなるのでしょうか。

委員

モノクロにした場合には、①のデザインは中央部がはっきりと浮き出て見えて良いですね。

委員長

それでは、再度挙手で採決したい。

■挙手による採決の結果、①のデザインに決定

委員長

それでは、①のデザインを校章に決定する。

議事（２）スクールバスについて

委員長

議事（２）スクールバスについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

前回の会議において、まずは事務局から停留所の素案を提示させていただき、それを基にして協議を開始するということが決定したので、事務局の方で資料のとおり停留所の素案を作成させていただいた。

まず、２ページ目の地図について説明する。赤色の線で囲まれたエリアは、葵小学校の学区を示している。そして、薄い茶色で染められているエリアは長岡第二小学区、水色で染められているエリアは石崎小学区と広浦小学区である。緑色の線は、矢頭区、前原区など、各行政区の境界線を示している。

また、地図上に示した２．９km、８．２kmなどの距離は、葵小学校（長岡第二小学校）からその地点までの実測距離を示している。地図上に示した青色の線は、スクールバスが走れるような幹線道路であり、基本的にはこの道路を中心にスクールバスを走行させる予定である。そして、先程の距離は、この青色の道路の最短コースを走行した際の実測距離である。

ピンク色で染めた１番から２７番までの数字は、停留所の候補地である。２７ヶ所の停留所候補地の写真や詳細説明等は、３ページ目以降に掲載したとおりである。各停留所に関する細かな説明は時間の都合上割愛させていただくが、停留所の候補地を提案させていただくにあたり第一に考慮したことは、停留所と接する道路の道幅の問題である。どんなに安全で集まりやすい場所であっても、バスが通れる道路でなければ仕方がないので、基本的には幹線道路の沿道にある場所を停留所の候補地として提示している。

次に考慮したことは、停留所の安全性と利便性である。安全性については、子供達がバスに乗降したり、バスが到着するまでの間に待機したりする際に、事故などの危険性が低いかどうかということ、利便性については、各児童の家から停留所までの距離が遠くても概ね１km程度に収まるようになること、そして、現在の登校班の形をある程度維持しながら停留所に集合できるということに

配慮し、停留所の候補地を選定した。これについては、各小学校から、現在の登校班の集合場所とそこに集合する児童数が分かる資料を提出していただき、それを参考にしながら作業を進めた。

また、町としては、停留所の使用にあたり、土地の使用料や賃借料等が発生しない場所を選定したいと考えている。そのため、基本的には、各地区の公民館や集落センターの敷地、運動公園や広場の駐車場、道路脇の余剰地など、個人や法人が所有する民地以外の場所を中心に候補地を提案しており、民地については積極的に提案をしていない。ただし、必ずしもそのような都合の良い場所があるところばかりではないため、そうしたところについては、コンビニエンスストアの駐車場や民家の敷地等も一部ではあるが候補地として提案している状況である。

民地については、町が先頭に立って用地交渉や協議の場に入ると、どうしても契約書を作成したり、使用料や賃借料が発生するような話し合いになりがちである。したがって、事務局としては、安全かつ利便性の良い場所がある場合には、民地という選択肢も含めて十分な検討をお願いしたいと考えているが、その際には、各地域において土地の所有者の了承を得たうえで、代替案として事務局に提案をしていただければと考えている。

停留所の場所については、児童数が極端に減少することがない限り、今後、末永く子供達がそこに集まり、通学の拠点となっていく場所であるため、各地区における保護者や関係者の間で慎重な協議・調整をお願いしたいと考えている。

スクールバスの利用対象エリアは、前回の会議の中でも説明をさせていただいたが、青葉小学校で既に運用している基準と同様に、学校までの通学距離が概ね3km以上のエリアを対象にしたいと考えている。したがって、2ページ目の地図上に2.9kmと書かれた中山の交差点が大きな基準となり、これより遠いエリアをスクールバスの利用対象エリアと捉えていきたいと考えている。

ただし、厳密に3km以上とするのではなく、概ね3kmという表現をしているのは、通学距離のみで単純に線引きをすることによる安全性や利便性に対する弊害を回避するためである。基本的には、停留所を3km以上の場所に設置するものの、例えば、2.7kmや2.8kmの地点に家がある児童についても、3kmの外側に設置した停留所に集合してくる場合には、スクールバスを利用できるものとしたと考えている。

それでは、具体的にどのエリアがスクールバスの利用対象エリアに該当するのかということになるが、葵小学校（長岡第二小学校）から中山の交差点までの距離が2.9kmであり、かつ、この付近が長岡第二小学校と石崎小学校との学区の境目であることを考えると、基本的には石崎小学区と広浦小学区がスクールバスの利用対象エリアに該当することになる。長岡第二小学区においても、茨城県警察学校の通りの裏手にあたる大高という地区では3kmを超える場所がある。現在、そこから2名の児童が長岡第二小学校に通学しているのだが、この会議が始まる前に校長からその保護者にスクールバスの利用希望について確認していただいたところ、来年度についてはスクールバスの利用希望はないとの回答をいただいた。そのため、来年度のスクールバスに関しては、長岡第二小学区を除き、石崎小学区と広浦小学区に焦点を当てるような形で協議を進めていくことになるのかと考えている。

中山の交差点から葵小学校（長岡第二小学校）に向かうには、大きく2つのルートがある。1つ

は、地図に示した青色のルートである茨城県運転免許センターの方から向かうルート、もう1つは、地図には示していないが、涸沼保育園の方から向かうルートがある。

しかし、ご存知のとおり、涸沼保育園の方から向かうルートは、歩道が整備されていないうえ、非常に交通量が激しい道路である。この道路を通れば、中山の交差点から葵小学校までの距離は2kmであり距離的には短いのだが、徒歩で通学させるのは大変危険であることから、今回のスクールバスの利用対象エリアを考える際の通学距離、概ね3kmという基準については、地図で示した青色のルートを通った場合の距離で判断したいと考えている。

本日は、皆様に2点ほど協議していただきたいと考えている。1点目は、スクールバスの利用対象エリアに対する考え方である。概ね3kmを基準としたスクールバスの利用対象エリアについては、石崎小学区と広浦小学区を対象とする考え方で協議を進めてもよろしいかということ。このことは、今回のスクールバスの協議の大前提となるので、まず皆様に協議をお願いしたいと考えている。

2点目は、今回提示させていただいた停留所の素案に対して、皆様から意見・要望、代替案等をいただければと考えている。地元の事情や状況に詳しい委員の皆様から、どんな些細な事でも結構なので意見等をいただければと考えている。この場でいただいた意見・要望・代替案等は、後日、事務局で精査し、素案を修正する際に反映させていただきたいと考えている。そして、各小学校を通じて各地区委員などに素案を配布し、各地区を単位とした地域の関係者間での協議・調整に進んでいきたいと考えている。

利用対象エリアについて、そして、停留所の候補地について、この2点について協議をお願いしたい。

委員長

議事（2）スクールバスについて、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明をお聞きいただき、質問や意見等はありませんか。

委員

事務局から示された素案では、広浦小学区内には7ヶ所の停留所候補地が示されているが、例えば、これを今後の協議によって8ヶ所に増やすことなどは可能なのか。

事務局

この素案は、あくまでもたたき台として提示しているものである。この場における協議や後日行っていただく各地区における協議・調整において、停留所候補地の追加を要望していただいたり、反対に不要な候補地については削除していただいたり、また、素案で示した場所に代わる別な候補地を挙げていただくなど自由に議論をしていただければと考えている。

委員

停留所の場所に関する協議・調整は、学校単位で行うのか。

事務局

はい。

委員長

事務局から説明があったように、停留所の選定作業は、各地区の保護者や関係者に依頼し、それ

それぞれの地区の事情に詳しい者同士で話し合っ決めていくのが最も良い方法だと思う。

事務局

素案では、中山の交差点から船渡の交差点までの区間に6つの停留所候補地を示させていただいた。この区間の距離を考えれば、6つも停留所は必要ないと想定されるが、現時点ではあくまでも素案であるため、候補地として考えられる場所については全て提示している状況である。

こうしたものについては、各地区の保護者や関係者による協議において、不要な候補地を削除していただいたり、他に良い場所があれば代替案を提示していただくなど、色々な観点からご意見をいただいたうえで素案に反映し、最終的な精査をしていければと考えている。

委員

現在、長岡第二小学校には学区外から通学している児童がいる。

委員

中山区から通学している児童がいるが、関係する保護者にはこの素案をお見せしたいと思う。それから、先程事務局から説明があった大高地区の取扱いについてであるが、今のところ1世帯から2名の児童が通学している状況である。この保護者に確認したところ、引き続き今と同じ方法で通学したいとの回答を得ているので、現時点ではこの地区を含めた協議の必要性はない状況である。しかし、この地区に転入してくる児童が出てきたり、先程の保護者の意向が変わるような場合には、その時に改めて協議ができるように含みは残していただきたいと考えている。

また、茨城県警察学校の通りを挟んだ西側には茨城県工業技術センターがあり、この付近からも数名の児童が長岡第二小学校に通学している。しかし、このエリアからの通学距離は3km未満であるため、スクールバスの利用対象エリアにはならないという状況である。

委員

地図上に引かれた青色の線は、スクールバスの走行を予定しているルートですよ。

事務局

はい。

委員

資料を見ると、柗原集落センターが停留所の候補地として示されているのに、青色の線が集落センターまでつながっていないのだが。

事務局

どのようなルートで柗原集落センターに立ち寄るかが決定していないので、あえて青色の線を集落センターまでつなげていない状況である。

委員

この辺りは、以前に路線バスが走っていた場所だから、スクールバスは通してもらいたい。

委員長

スクールバス運行に関する条例や規則が書かれた資料は、委員の皆様には配布していませんよ。

事務局

はい。

委員長

今回の利用対象エリアに関する考え方は、この条例や規則との整合性を図りながら検討する必要があるということですよね。

事務局

葵小学校のスクールバスに関わる部分は、現在定められている条例や規則に組み込むような形になる。

委員長

スクールバスの利用料については変えようがないのでしょうかけれども。

委員

財政当局が呑めば何とかなるのだろうが。

委員長

議題が逸れてしまうのだが、保護者からは、スクールバスの利用料を支払うことにより家計負担が増大し、経済的に厳しい状況になるのではないかと不安を抱えているという話を耳にすることがある。また、スクールバスを利用せずに、保護者自身で学校まで送り迎えをしたいという話を耳にすることもある。

保護者の間でも色々な話が出ているようだが、これについては前回の会議の中で事務局から説明があったように、スクールバス運行に関する条例において1人あたり月額3,000円と定められている状況である。

教育長

同一世帯で同時に2人以上の利用者がいる場合には、2人目以降の利用料は半額である。

委員長

確認したいのだが、2人目以降の利用者が登校時のみ又は下校時のみスクールバスを利用する場合の利用料は750円になるのか。

事務局

はい。

委員

それは、前回の資料で示されている。

委員長

現段階では、スクールバスは何台になる予定なのか。

事務局

大まかな想定はしているが、利用希望調査を実施して停留所ごとの利用人数が把握できないと何とも言えない状況である。

委員長

それでは、スクールバスの利用対象エリアに対する考え方については、事務局から説明された内容のとおりでよろしいか。

委員

良いのではないか。この会議の後、各地区の保護者や関係者にこの素案を見ていただき、色々な角度から意見を求めるのだから、その際に、利用対象エリアに関する意見も出てくると思う。

委員長

それから、停留所の素案が示されているが、この素案をたたき台にして各地区において協議をしていただき、そこで出された意見等を素案に反映し、最終的な停留所案を作成するということだが、この素案を各地区に配布することについては了承してもよろしいか。

委員

これは、各地区の代表者などに配布して協議をお願いするのか。

事務局

学校を単位として、校長名やPTA会長名で各地区委員等を通じて協議を依頼する予定である。

委員

文書だけではうまく伝わらないと思うので、各地区委員に事情を良く説明したうえで各地区に持ち帰っていただき、来年度の1年生の保護者も交えて協議・調整をしていただく予定である。

委員長

学校単位で行うということですね。

事務局

はい。

委員長

統合準備委員会の下部組織には3つの専門部会があり、その中の施設整備部会では、スクールバスに関する課題を検討することになっている。今回の協議・調整については、施設整備部会を中心として各地区からの意見等を集約し、そのうえで統合準備委員会に結果を報告していただくような流れになるのか。

事務局

今回の作業については、事務局の方で集約したいと考えている。基本的には、各地区の皆様から出される意見を最大限に尊重して停留所案を取りまとめていきたいと考えている。しかし、道幅の都合でスクールバスが走れない場所に停留所の候補地が挙げられている場合や、同じ地区内に3ヶ所も4ヶ所も停留所を設置してほしいという要望が出されるような場合には、事情を説明のうえ調整させていただくことはある。

委員長

ただいまのような話も酌んだうえで、各地域において協議・調整をお願いしたいと思う。

委員

1点だけ確認したい。上石崎の信号前の停留所についてであるが、この近辺では確かにこの場所を候補地として挙げる以外に良い場所がないのかもしれないが、この交差点の角でスクールバスを停車して子供達を乗降させると渋滞が起きてしまうのではないか。

事務局

この交差点の角には自動販売機が設置されていて、その前の部分は空地になっている。事務局としては、道路脇にスクールバスを寄せて停車するのではなく、その空地に停車して子供達を乗降させようと考えている。

委員

素案では、ある程度広い場所が候補地として示されているのだが、この候補地に関してはどうなのかと感じていた。

事務局

この辺りは、候補地として提示できるような良い場所があまりないのだが、付近には児童数が多いことや、スクールバスの走行を想定しているルート沿いであることも考えると、素案には何らかの候補地を示す必要があったことから、判断に苦慮しながら候補地として提示しているのが実情である。

委員長

スクールバスの利用料を払うのは経済的に厳しいため、自転車で通学したいという保護者もいるかと思うが、自転車通学についてはどのように考えているのか。

教育長

通学の手段は規制できないが、子供達の安全を考えれば自転車で通学は避けていただきたいと考えている。

委員長

通学手段として、徒歩か自転車かスクールバスのいずれの方法を選択するかについては、アンケート調査などを実施する予定なのか。

事務局

スクールバスの利用希望調査は実施する予定であるが、この調査ではあくまでもスクールバスを利用するかどうかしか確認しない。

教育長

どのように通学するかは保護者の判断になるのだが、教育委員会としても学校としても通学方法を規制することはできないため、自転車で通学についてはできる限り控えていただきたいと願うしかないと考えている。毎日の通学において自転車に乗る機会が増えれば、それだけ危険にさらされる機会も増えることになるので、安全性を考慮したうえでご理解いただきたいと考えている。

議事（3）その他（次回開催等について）

事務局

事務局から2点ほど話をさせていただく。1点目は、校歌の制作についての報告である。前回の会議の終了後、マシコタツロウさんに校歌の制作について正式に依頼をさせていただいた。その際、校歌の制作に関する打合せと合わせて、統合する3校の現地を視察したいとの申し出があったため、

5月8日に事務局が随行する形で3校の現地視察を行った。

3校を視察する中で、校長先生や教頭先生などにも応対していただき、その際、学校の歴史や文化、地域性等についての説明をしていただいたが、マシコさんは、同じ町内でも地域や学校によって、文化や歴史に大きな違いがあるという印象を持たれたようであった。また、今回の校歌の制作にあたっては、3つの異なる文化や歴史がうまく1つに融和できるよう、「愛」をテーマの1つとして考えていきたいと話をされていた。さらに、青葉小学校の校歌を制作した時と同じように、全身全霊をかけて葵小学校の校歌を制作させていただくという話もされていた。

校歌については、今年中に制作していただけるように依頼をしている。しばらくの間は制作期間となるので、今後は何か動きがあり次第、皆様に報告をさせていただきたいと考えている。

2点目は、次回の開催日程についてである。次回の会議は、6月下旬から7月上旬に開催を予定している。正式な日程は、清水委員長と相談のうえ文書にて皆様に通知したい。